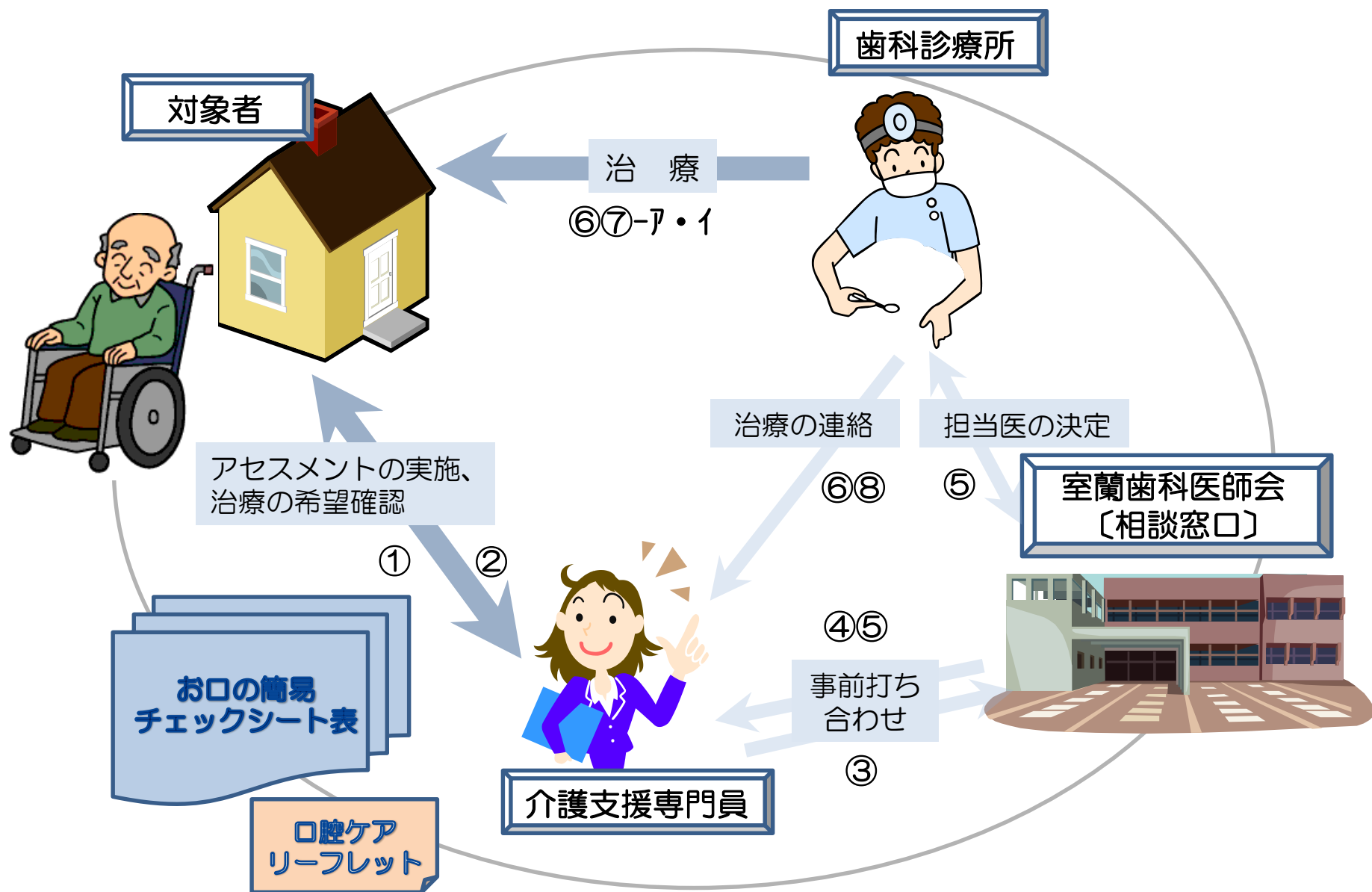


# □ 口腔アセスメントから訪問歯科診療までの流れ



※ 対象者及び①～⑦の解説は、別紙参照

## 対象者

- 通院困難な在宅の要介護高齢者であって、訪問歯科診療希望者
  - ・要介護1～5
  - ・要支援または、非該当であっても通院困難な理由がある方

## 介護支援専門員の役割

- ①お口の簡易チェックシート表\*1によるアセスメントの実施及び口腔ケアリーフレット\*2を配布します。
- ②訪問歯科診療の希望を確認します。
- ③訪問歯科診療の希望があった場合、室蘭歯科医師会の地区担当歯科医師へ連絡し、①のお口の簡易チェックシート表及び全身疾患（感染症、認知症等）、アレルギー、服薬（骨粗鬆薬、抗凝固剤等）に関する情報があれば添付し郵送します。

## 室蘭歯科医師会の役割 地区担当相談窓口

- ④郵送されたお口の簡易チェックシート表を基に、対象者の病状等を把握するため、介護支援専門員と事前打合せを行います。
- ⑤訪問歯科診療の担当歯科医師を決定し、1週間以内に介護支援専門員に伝えます。

## 歯科診療所（訪問歯科診療の担当歯科医師）の役割

※医療保険適用：訪問する歯科診療所から半径16km以内

- ⑥訪問歯科診療の日程（別紙）\*3を、対象者（また、介護支援専門員に別紙写しをFAX送信する）へ連絡します。
- ⑦訪問歯科診療を実施します。
  - ＜主な内容＞
    - ・口腔内診査、義歯調整及び作製、むし歯や歯周病の初期治療、口腔ケアの指導、摂食嚥下リハビリテーション
  - ＜自己負担＞
    - ・後期高齢者医療保険証（自己負担割合1割）をお持ちの方の1回の自己負担は、訪問診療料850円に治療に要した経費が加算されます。例えば、入れ歯の調整を行った場合は、概ね1,500円程度です。
- ア 口腔アセスメント\*4を実施します。
- イ Eilers口腔アセスメントガイドを活用し、口腔内の状況を説明します。
- ⑧介護支援専門員に口腔アセスメント（写し）を郵送します。